

# 支出規程

2022年3月16日 制定

2022年11月30日 改定

(目的)

## 第1条

本規程は、一般社団法人日本計算工学会の運営に必要な買入、委託、借入（以下「支出」という。）に関する手続きを定める。

(役割)

## 第2条

支出を担当する委員、事務局（以下「支出担当」という。）は、見積もり、発注審査、発注、検収を行う。

(見積もり)

## 第3条

支出担当は、以下の随意発注を除き、相見積もりを行う。

- (1) 予定価格が30万円以内の買入、委託、または、年額30万円以内の借入をしようとするとき
- (2) 契約の性質又は目的が、相見積もりに適しないと認められるとき
- (3) 緊急の必要により、相見積もりに付することができないとき
- (4) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき

(発注審査)

## 第4条

発注担当は相見積もり結果に対して、その内容、費用に加え、発注先の経営状態も加味した厳格な審査をし、理事会の承認を得た上で発注する。相見積もりのない随意発注は財務理事の承認を得た上で発注する。

(予算修正)

## 第5条

費用が予算を上回る場合は予算修正を理事会に諮り、承認を得た上で発注する。

(改廃)

## 第6条

本規程の改廃は、理事会の議を経て行う。

附則

2022年3月16日 制定

2022年11月30日 改定

以上